

平成25年第5回江北町議会（定例会）会議録						
招 集 年 月 日	平成25年9月10日					
招 集 場 所	江 北 町 議 場					
開 散 会 日 時 及 び 宣 言	開 議 散 会	平成25年9月12日 午前9時 平成25年9月12日 午前10時31分			議長 武富 久	
応（不応）招議 員及び出席並び に欠席議員	議 席 番 号	氏 名	出 欠	議 席 番 号	氏 名	出 欠
出席 10名 欠席 0名 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 ▲ 公務出張	1	田 中 宏 之	○	6	吉 岡 隆 幸	○
	2	大 隈 敏 弘	○	7	土 淵 茂 勝	○
	3	井 上 敏 文	○	8	古 賀 戊	○
	4	坂 井 正 隆	○	9	西 原 好 文	○
	5	池 田 和 幸	○	10	武 富 久	○
会議録署名議員	2 番	大 隈 敏 弘	3 番	井 上 敏 文	4 番	坂 井 正 隆
地 方 自 治 法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長	田 中 源 一	○	町 民 課 長	平 川 智 敏	○
	副 町 長	山 中 秀 夫	○	環 境 課 長	谷 口 学	○
	教 育 長	赤 坂 章	○	産 業 課 長	川 久 保 義 文	○
	総務企画課長	相 原 守	○	教 育 課 長	小 林 孝	○
	建 設 課 長	柴 田 敏 彦	○	会 計 室 長	田 中 盛 方	○
	福 祉 課 長	北 島 博	○	こ ども 応 援 課 長	鶴 崎 智 子	○
職 務 の た め 議 場 に 出 席 した者の職氏名	議 会 事 務 局 長	武 富 利 夫				
	書 記	古 賀 ケイ子				
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 に 付 した 事 件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

# 議 事 日 程 表

## ▽平成25年9月12日

- 日程第1 議案第41号 江北町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第2 議案第42号 江北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第43号 江北町の字の区域の変更について
- 日程第4 議案第44号 平成25年度江北町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第5 議案第45号 平成25年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第6 議案第46号 平成25年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第47号 平成25年度江北町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議案第48号 平成24年度江北町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第49号 平成24年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第50号 平成24年度江北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第51号 平成24年度江北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第52号 平成24年度江北町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第53号 平成24年度江北町水道事業特別会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第14 議案第54号 江北町教育委員会委員の任命について
- 日程第15 請願第4号 消費税増税中止を求める意見書を採択するよう求める請願について

---

午前9時 開議

### ○武富 久議長

皆さんおはようございます。審議に入る前でございますが、執行部の皆様に苦言になるかもしれませんが、一言申し上げたいと思います。

今回、代表監査より監査意見として多くの指摘事項がございました。また、議会でも閉会後の全員協議会の中では、今回の議案書は張りかえが余りにも多いという指摘がございました。行政コストの面から言っても、張りかえたらそれでよしということではないかと思えますので、これからもっと緊張感を持って事に当たっていただきたいという議員総意でございますので、お伝えをしたいと思います。

この点、何か副町長。

**○副町長（山中秀夫）**

決算の監査委員様からも指摘を受け、また議長からも指摘を受け、書類等の不備があったということであります。今後はチェックをよくして、こういうことがないように努めたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

**○武富 久議長**

はい、ありがとうございます。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、平成25年第5回江北町議会定例会会期3日目は成立いたしましたので、直ちに本日の会議を開きます。

会期日程により、本日は総括審議、委員会付託となっておりますが、ただいま請願第4号が提出されました。この際、これを日程に追加し、議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○武富 久議長**

異議なしと認めます。よって、請願第4号を日程に追加し、議題とすることに決しました。請願第4号を上程いたします。

職員をして請願を朗読させます。武富局長。

**○議会事務局長（武富利夫）**

（朗読省略）

**○武富 久議長**

朗読が終わりましたので、請願第4号の趣旨説明を求めます。土渕茂勝君、御登壇願います。

**○土渕茂勝議員**

おはようございます。消費税増税中止を求める意見書を採択するよう求める請願について

の趣旨説明を行います。

請願人代表は江北町上小田新町の臼井嘉浩さん、紹介議員は私、土渕茂勝です。

消費税は、来年4月に8%、再来年10月に10%に増税されることになっております。来年4月に実施するかどうかについて、4月1日には判断を下すと安倍首相は表明をしております。予定どおり実施されれば、消費税だけで13兆5,000億円もの国民の負担増になるということになります。

安倍首相はアベノミクス効果での景気回復をうたっておりますが、株価高騰や一部大企業の業績回復はあるものの、GDPの6割を占める個人消費は大きく落ち込んだままです。

マスコミ各社の世論調査でも、多くの国民が景気回復を実感しておらず、消費税増税には反対が多数となっております。また、消費税が必要とする識者の間からも、今、増税すれば景気が冷え込むおそれがあるとの声があるように、1997年の5%への増税で大不況に陥った、その再来を危惧する声も広がっております。当時、消費税2%アップでおおよそ5兆円の増税となりましたが、消費税以外の税収は増税後3年目には11兆4,000億円も減っております。国と地方の長期債務残高は449兆円から600兆円へと拡大し、財政危機悪化を加速する結果となりました。

国として今取り組むべき課題は、増税ではなく国民の所得をふやし、個人消費をふやすことではないでしょうか。そのことによって税収もふえ、財政再建の展望も開けます。

江北町の商工業、事業者、農家の経営と町民の暮らしを守るために、来年4月からの消費税増税を中止するよう議会として意見書を採択し、政府に提出することが必要で、切実な課題となっております。

議員各位の御協力をよろしくお願いをいたします。

#### ○武富 久議長

以上で趣旨説明が終わりましたので、議事日程により、逐次議案の審議に入ります。

お諮りいたします。議案第48号から議案第53号までは、平成24年度会計の決算の認定であります。つきましては、江北町議会委員会条例第4条の規定に基づき、決算特別委員会を設置し、審査することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

#### ○武富 久議長

異議なしと認めます。よって、平成24年度会計の決算審査は決算特別委員会を設置し、審

査することに決しました。

しばらく休憩いたします。再開 9 時 10 分。

午前 9 時 6 分 休憩

午前 9 時 10 分 再開

**○武富 久議長**

再開いたします。

ただいま設置されました決算特別委員会委員の選任につきましては、江北町議会委員会条例第 5 条第 1 項の規定により、議長において指名いたしたいと思ひます。

決算特別委員会委員の選任については、お手元に配付した名簿のとおり指名したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○武富 久議長**

異議なしと認めます。よって、決算特別委員会の委員は全議員の 10 名と決しました。

次に、江北町議会委員会条例第 6 条の規定により、決算特別委員会の委員長及び副委員長が先ほど休憩中に互選されましたので、報告いたします。

決算特別委員会委員長に池田和幸君、副委員長に吉岡隆幸君、以上のとおり互選されました。

では、議事日程により、逐次議案の審議に入ります。

**日程第 1 議案第 41 号**

**○武富 久議長**

日程第 1. 議案第 41 号 江北町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を求めます。7 番土渕君。

**○土渕茂勝議員**

これは国の法律の改定でこういうふう今回町の条例の変更点になるわけですがけれども、町長のほうから提案理由 4 点ほどお話がありましたけれども、もう少し詳しくお聞きしたいと思ひますけれども、町民との関係でこれはどういうふうになるのか。

まず第 1 点目は、特別徴収を継続できると。町外に転出した場合、町外に転出して特別徴収をずっと続けられるのかどうかですね。これまではどうだったのかということをお聞きしたいと思ひます。

2点目は、これは新しく変わったと思いますけど、この理由ですね。個人住民税の2分の1に相当する額とすると。これはどういうことでこういうふうになったのかですね。

3点目は、株式、公債、金融商品に係る損益通算の範囲を拡大すると。範囲を拡大するというのは時間の、例えば、3年だったのが5年になるのか、そういう意味なのかですね。その点がもう少しわかりにくいので、報告をお願いしたいと思います。

4点目は、一般株式等に係る分離課税と上場株式等に係る分離課税を分けると。これはどういう理由でこういうふうになるのかですね。

町長の提案理由に従って、もう少しわかりやすく、少し突っ込んで説明ができればお願いしたいと思います。

#### ○武富 久議長

平川町民課長。

#### ○町民課長（平川智敏）

ただいまの土渕議員の御質問にお答えをしたいと思います。

まず、1点目の公的年金等に係る住民税の納税義務者が町外に転出した場合も年金からの特別徴収を継続できるようにするものということですが、これにつきましては、現在、年金の特別徴収ということで、年金機構のほうから直接役場のほうに公的年金を受給されている方については年金機構で一括徴収をして役場のほうに振り込みをしてもらっています。今までは町外に転出された方については、その特別徴収から外れて普通徴収、いわゆる納付書で納めてもらうという徴収に変わっておりました。これを引き続き町外に転出されても、特別徴収という形で年金機構のほうで一括徴収をして役場のほうに振り込んでもらうという形になるものでございます。

続きまして、2点目の仮徴収税額の2分の1ということですが、これにつきましては本来2月、例えば、ことしで言いますと平成25年2月に年金から徴収されておられた金額、徴収していた金額が4月、6月、8月まで仮徴収ということで徴収をされます。同額で徴収をされます。所得が決定するのが6月ということになりますので、8月まではちょっと間に合わないということで、4月、6月、8月までは仮徴収と。10月からもう所得が確定しましたので、本徴収ということになるわけですが、その2月に差し引きをしていた住民税を4月、6月、8月については同額を徴収しましょうということでございました。それを2月の徴収金額ではなくて、前年度の全体税額の2分の1をあらかじめ4月、6月、8月の仮徴収期間も

徴収しようということでの法改正でございます。

3点目ですが、範囲ですね。これは金融商品に係る損益通算の範囲の拡大ということでございますが、これは損益通算の特例の対象に特定公社債等の利子所得、譲渡所得がつけ加えられたということでございます。したがって、その範囲というのは新しく特定公社債の利子所得、譲渡所得がつけ加えられたということでございます。

それから、4点目の御質問でございますが、株式等を売却した場合の譲渡所得の分離課税についてでございますが、これまでは株式ということで、1つの株式ということで課税対象になっておりました。それを一般株式と、それから上場株式、これに分けようということで法改正がなされております。税率については双方変わりございません。

以上でございます。

**○武富 久議長**

7番土淵君。

**○土淵茂勝議員**

第1点目ですね、これは町外に転出した場合、それを一括して特別徴収するんですけども、もといたところに、じゃ、その徴収したものは、例えば、江北から大町に移った場合でも江北に来るという意味ですかね、それとも大町に行くのか、それが1つと、もう1つは、3点目のやつも範囲というのはわかりましたけど、損益通算、これまで何年でしたかね。例えば、3年でしたかね、それちょっともう一度確認をしたいので、それをもう一度お願いしたいと思います。

最後の4点目は、分けた利益というんですか、分けた意味というんでしょうか、分ける必要があった。なぜ分けたのかというのは今の説明でわかりませんが、わかればですね、なぜ2つ分けたのか、それを説明してほしいと思いますけど、わからなかったらまた後でも結構です。

**○武富 久議長**

平川町民課長。

**○町民課長（平川智敏）**

ただいまの御質問にお答えいたしたいと思っております。

まず、住民税の課税というのは、1月1日現在、どこに住んでいるかによって、翌年の住民税というのは住んでいる場所に納めるということになります。したがって、江北町で

課税をされた方については、基本的には翌年の3月、いわゆる普通徴収の場合、次期徴収と言いますが、翌年の3月までは江北町に税金を納めてもらうということになります。

それから2点目、損益通算につきましては、当該年度で損益通算をしまして、3年間繰り越しができるということになります。

それから、3点目の分けた理由ですが、最近、金融商品、株に限らず複雑多様化しているということで、そういう趣旨から一般株式と上場株式ということで分かれたものでございます。

以上でございます。

**○武富 久議長**

ほかにございませんか。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

**○武富 久議長**

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議をしていただくため、会議規則第36条の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○武富 久議長**

異議なしと認めます。よって、議案第41号は常任委員会に付託することに決しました。

**日程第2 議案第42号**

**○武富 久議長**

日程第2. 議案第42号 江北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を求めます。5番池田君。

**○池田和幸議員**

ちょっと些細なことでありますけれども、附則のところに、その前もそうですけれども、平成29年1月1日から施行するとありますので、この辺の説明を少しお願いします。

**○武富 久議長**

平川町民課長。

**○町民課長(平川智敏)**

今回の国民健康保険税条例に関しましては、施行が平成29年1月1日からになるというこ

とでございます。したがって、平成28年12月31日までは現法での適用ということになります。

以上でございます。

○武富 久議長

5番池田君。

○池田和幸議員

何でそうなったのかですね。今のは、平成29年だから平成28年というのはよくわかりますので、何で平成29年というふうに、ちょっと年度があいていますので、その辺の説明がわかればお願いします。

○武富 久議長

平川町民課長。

○町民課長（平川智敏）

平成29年からになったいきさつというのはちょっと私も存じ上げておりません。国の地方税法の改正、あるいは施行令、施行規則の改正に伴いまして今回条例改正をお願いしたということでございます。

○武富 久議長

ほかにございませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議をしていただくため、会議規則第36条の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

異議なしと認めます。よって、議案第42号は常任委員会に付託することに決しました。

### 日程第3 議案第43号

○武富 久議長

日程第3. 議案第43号 江北町の字の区域の変更についてを議題といたします。

質疑を求めます。9番西原君。

○西原好文議員

提案理由の中で、町長が、もう議員の皆さんたち御存じだと思うんですけど、平成25年度で登記が一応完了するという説明がありました。その中で、この字の区域、地籍の事業だっと思うんですけど、公有水面の占用だとかいろんなことが地籍を進める中で出てきておりましたけど、終了するに当たって町全体の占用あたりの資料というか、そういったものの配付は可能か可能でないかですね。それは個人的なあれになるかもしれませんが、箇所数あたりの数量でもよろしいですので、町全体、地籍調査が終了するに当たって、町全体でどの程度のそういった土地あたりの、占用あたりの箇所数があるのか、そういった資料の提出はできるかできないかを1点だけお願いいたします。

**○武富 久議長**

柴田建設課長。

**○建設課長（柴田敏彦）**

ただいまの質問でございますけれども、占用箇所数については個人情報等もありますので、ちょっとそこら辺は検討して、また後でお答えしたいと思います。

**○武富 久議長**

ほかにございませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

**○武富 久議長**

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議をしていただくため、会議規則第36条の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○武富 久議長**

異議なしと認めます。よって、議案第43号は常任委員会に付託することに決しました。

**日程第4 議案第44号**

**○武富 久議長**

日程第4．議案第44号 平成25年度江北町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

質疑を求めます。9番西原君。

**○西原好文議員**

数点ちょっとお伺いいたします。

まず1点目に、7ページ、今回また空き家・空き店舗等の再生ということで208万8千円予算を計上されておりますけど、今回、財源が一般会計からの支出ということですけど、これ補助でされていたかなという感じがしたんですけど、そこら辺の一般会計から出されるようになった理由というかですよ。

それと、きのうも一般質問で、祭りについての中でちょっとだけ触れたと思うんですけど、小田地区に関して、今、空き家のいろんな手を加えられておりますけど、ほかの地区については今後検討されるのか。何でかという、例えば、駅周辺の空き家についてもそういった意見が出れば対応するものなのかですよ。これはもう小田地区だけに限られているんですよというふうな考えを町は持たれているのか。そこら辺はどうお考えなのか、1点お願いいたします。

それと、11ページの保健衛生総務費の中の19節、負担金補助及び交付金の中の小児夜間救急外来診療体制整備ということですけど、これは負担金の中の年々町が払われている負担金とちょっと違うんですかね。外来診療体制整備となっておりましたので、何か変わった整備をされるのか、その点をお願いいたしたいと思います。

それと、もう1点だけ。15ページなんですけど、負担金補助及び交付金の中のスポーツ・文化育成費補助金ですけど、50万円ほど出されておりますけど、これはスポーツなのか文化のほうなのかですね。多分全国大会等に出ておられるあれと思うんですけど、その3つのことについて答弁をお願いいたします。

#### ○武富 久議長

それでは、相原総務企画課長。

#### ○総務企画課長（相原 守）

まず、空き家・空き店舗対策ということですけども、今回補正をお願いしている分については高齢者サロンを秋から本格稼働したいと。秋というか、10月から本格稼働したいということで、時間なかとですけども、少しバリアフリー関係、高齢者が寄られるということで段差解消等、それとトイレ改修等もあったものですから、今回単独になったですけども、対応をしたいと、けががないうちに対応したいということでの補正でございます。

あと、またなぜ小田地区なのかということですけども、今回うちのほうで国のほうに事業を拾っていくときに、特定地区ということで、特に上小田地区については空き家等が多いと、元商店街等がたくさんあったということで、その活性化を何とかできないかというこ

とで、これは多分田村議員のときからも言われよったとですけども、そういったふうに小田地区の議員のほうからは何とか小田地区を元気になされんかということもあって、うちの全体が特定地域ということで国のほうでも採択できればいいんですけども、今回この地区に限って試験的というんですかね、地区が元気になるようにどういう方法があるのかやってみようということで事業関係があったものですから、この小田地区のほうに取り組んだということでございます。よろしく申し上げます。

**○武富 久議長**

北島福祉課長。

**○福祉課長（北島 博）**

11ページの小児夜間救急外来診療体制整備事業負担金ですけども、内容的には変わっておりません。この部分については、前年度の実績が出ましたので、実績に伴う精算分として今回補正を上げております。

**○武富 久議長**

小林教育課長。

**○教育課長（小林 孝）**

スポーツ・文化振興基金50万円の補正をお願いしています。これにつきましてはスポーツです。（発言する者あり）いろいろです。はい、今後予想されるものについてあらかじめお願いしているところです。

以上です。

**○武富 久議長**

9番西原君。

**○西原好文議員**

後の2点はわかるんですけど、総務企画課長の説明の中で、その補助をもらう時点で地域活性化補助金ですよ。それは納得するんですよ。一般財源を取り崩されて地域活性化で補助の説明をされるのはどうかなと思ってですね。そうなるのであれば、限られた地域だけじゃなくて、例えば、よその地区でもちょっと空き店舗ばあれして、そういったお年寄りさんの集まる場所だとかいうのを確保したいというふうな要望等が出たときには困らんかなという感じがするとですよ。小田地区だけでそが手をかけてというふうな声が出たときですよ。だから、限定される、その地域活性化事業で補助を利用して整備されるのはわかる

とですよ。ある程度の小田の商店街の空き店舗を利用されてというのはわかるんですけど、その活性化の補助金じゃなくて、一般財源を捻出するときにそういった反発が出たら困るかなという感じがしたもんですから、その点、再度答弁をお願いします。

**○武富 久議長**

相原総務企画課長。

**○総務企画課長（相原 守）**

再度の質問ですけれども、今回3月の補正予算のときに約1,900万円ほどの補正で繰り越しをかけているということでございます。ただ、この事業につきまして、うちのほうからは国のほうにはこの倍近い要望を出しておりました。そして、工事関係の費用についても約600万円ほど見積もりをとって行おうとしていたんですけれども、内示自体が落とされてしまったということで、とりあえずはこの内示に沿って行うということをしておったんですけれども、やはり危険性があるというふうなことがあったものですから、来てもらってけがされたという状況もちょっといかなだろうということもあって今回補正をしたものでございます。

なお、小田地区については特に高齢化が進んでいるという現状もございます。ある地区については50%を超えるような状況がもう出てくるというふうなこともあるもんですから、特にこういったふうな事業では必要性が上小田のほうにあったと思っております。

以上です。

**○武富 久議長**

5番池田君。

**○池田和幸議員**

ちょっと関連ですけれども、その繰り越しで前1,890万2千円の補正、平成20年度の第8号の補正予算のときにそういう話がありまして、それに関して、今の課長の答弁だと、若干国からの補助がちょっと期待できないところもあるように聞こえたんですけど、その辺もう一回お願いします。

**○武富 久議長**

相原総務企画課長。

**○総務企画課長（相原 守）**

最初、国のほうにうちが出した部分については多額、5,000万円の申請を行いました。申

請を行って内示が来たのが2,000万円弱と。国庫支出金としては内示が1,200万円の内示ということでございます。そして、これについては総事業費を1,800万円ということで予算をお願いしておりましたけれども、繰り越しをかけているということから、繰り越し財源的には特定財源として1,200万円しかないということで、それ以上のことをやろうと思ったら一般財源というふうなことになるということで御理解を願いたいと思います。これは通常の繰り越し事業についても、繰り越しをしておいて、その特定財源等がまた増加が見込めないということについては、その年度でまた新たに国庫支出金を組むというふうな手続をとるんですけれども、今回のこの1,200万円の内示と、今度特別交付税の要素にもなっておりますけれども、その特交関係でまだどれくらい入ってくるかわかりませんが、一応特別交付税も含めて一般財源という扱いで考えております。

**○武富 久議長**

5番池田君。

**○池田和幸議員**

少しわからないところもあるんですけど、要するに今の説明では、そのまま繰り越ししてある分に関しては財源としては確保できるんですかね、その辺がちょっと。

**○武富 久議長**

相原総務企画課長。

**○総務企画課長（相原 守）**

これは内示を受けておるものですから、その特定財源についての確保は繰り越し分についてはできるということでお答えしておきます。

**○武富 久議長**

ほかにございませんか。2番大隈君。

**○大隈敏弘議員**

1点だけお伺いしたいと思います。

事項別明細の9ページの老人福祉施設入所者措置事業とありますけれども、これに199万8千円ばかり上がっていますけれども、この入所者措置事業というのはどういったことをされる事業なのか、そこら辺を教えてください。

**○武富 久議長**

北島福祉課長。

**○福祉課長（北島 博）**

大隈議員の御質問にお答えします。

老人福祉施設入所者措置事業というのは、養護老人ホームですね、通常、特別養護老人ホームというのは介護が必要な方が入られるわけですが、それとは別に、養護老人ホームというのは介護保険事業以外で生活が困窮されて住宅に1人で住むことができない方たち、そういった方たちが入所する施設があるんですけれども、それは介護保険のほうから対象になりませんので、まだまだ町の措置費、措置ということで制度が残っております。今回5月に1名の方が入所されましたので、その方の措置費として今回補正をお願いしております。

**○武富 久議長**

2番大隈君。

**○大隈敏弘議員**

今回1名だけと言われることなんですけど、過去に何名ぐらいこういった事業で入所されているんですか。

**○武富 久議長**

北島福祉課長。

**○福祉課長（北島 博）**

平成24年度までは2名です。今回1名ふえて3名になっております。

**○武富 久議長**

ほかに。5番池田君。

**○池田和幸議員**

2点ほどお願いします。

1点目が事項別の7ページですけれども、会計管理費の中に、ちょっと金額は少ないんですけど、役務費とありますので、その説明をひとつお願いします。

それからもう1点が、同じく7ページで、総務費の中に地域の元気づくり臨時交付金の委託料の件ですけれども、主要説明もありますけれども、前、私も前回、体育倉庫をつくるときに場所の選定をということで、その辺は執行部のほうで検討するということでしたので、どの辺につくられるのか、その説明をお願いします。

**○武富 久議長**

田中会計室長。

**○会計室長（田中盛方）**

それでは、御質問にお答えいたします。

この役務費につきましては、今まで公金の支払いについて口座の振り込みを行ってまいりました。その口座振り込みの場合に、佐賀銀行のほうにフロッピーでデータを送ってまいりました。その部分を今回インターネットの環境を利用して口座振り込みのデータを送付するというふうなことを考えておりますので、今回提出をしております。

**○武富 久議長**

小林教育課長。

**○教育課長（小林 孝）**

今回、設計委託料をお願いしているところです。場所の検討につきましては、小学校、それから執行部と協議をいたしました。今、現にもとの給食室の上に建っております。基礎的な床版のパイルを打って、しっかりした基礎が建っています。それを利用したほうが非常に安くつくというふうなこともあって、今、現に学校のほうも余りグラウンドから離れないということ、場所的にも今のところから余り動かしてもらいたくないというふうなことがありました。非常に動線ですね、道につきましても、現在建っているよりもうんと面積が狭くなりますので、その辺を考慮して設計士とも話し合って、どういう形が一番いいのか、まだ縦の長さとか横の長さですね、その辺はまだ決めかねております。一番安全な動線ができるような形で、そして、あそこは御存じのとおり、ひさしがあります。あのひさしも日陰がありませんので、非常に役に立っているというふうなことでもありますので、なるだけ学校行事だとか体育授業ですね、その辺の見学者もかなり出てくると。熱中症に遭ってもすぐそこに入られるようにというふうなことで、なるだけこのグラウンドのほうの近くにというふうな要望が上がっていますので、その辺で設計士と協議をしたいと思えます。

**○武富 久議長**

5 番池田君。

**○池田和幸議員**

1 点目は大体わかりましたけど、1 点目の役務費ですね。ネットに対してのセキュリティーは大丈夫なのかが1 つ疑問もありますけれども、わかりました。

2 点目のさっきの委託料の件ですけれども、これは前、私が質問したときには、駐車場に行く道というか、駐車場というか、車が通りますよね。学校給食センター及び幼児教育セン

ターに行く社員さん、それらに関する車両が通るということで、あそこは絶対今のままじゃいけないということで、臨時であそこにできたんですよ、最初に道が。結局あそこしか、今の体育倉庫の裏しか通れないから今の現状になっているわけですよ、その給食センターができるときも。それを今度建てかえるときは絶対変えんとできないということで執行部も言われていましたもんね。それはそのときの執行部のほうの答弁だったと思いますけれども、その辺で検討が、今のままだと現状のまま建てられるという課長の説明ですけれども、それはそれで今の場所がよければそうですけれども、ただ、グラウンドに近いというのは全部グラウンドに近いですね。校内は全部グラウンドに近いということですので、例えば、今のプールの管理棟とか、例えば、遊具のあるところとか、いろいろ検討はできると思います。

そして、今言っているのは、交通事故の問題は非常に高いということで私も話をしているわけですよ。ましてや、今のものが変則的になっているわけですね。それは課長も御存じだと思うんですけれども、その辺で、そこまで話を持たれて検討をされたのか、それをもう1点お願いします。

**○武富 久議長**

小林教育課長。

**○教育課長（小林 孝）**

ちょっと説明不足で申しわけございません。今の基礎をそのままそっくり建てるというふうなことではございませんで、随分規模が半分近くになります。スペース的に坪数がですね。あそこの裏のほうの車両が、車が通るとちょっとクランク型になって危険性もあるという、その辺は十分検討をして建てるというふうなことでありまして、そのままそっくり今建っている基礎の上に建てるということではございません。約半分の坪数になりますので、その辺は安全性を確保しながら、また最終的に位置決めをするというふうなことで考えているところです。

以上です。

**○武富 久議長**

8番古賀君。

**○古賀 成議員**

総務企画課長、空き家・空き店舗等の再生によると、この空き家・空き店舗等の再生できるんですかね、再生によると。地域活性化事業、これはもうせつかくですのでよくわかるん

ですが、私は西原副議長が言われることを非常にそのとおりだと思うんですね。空き家・空き店舗自体は再生というよりももう壊してしまったほうが再生じゃないかと、そう思うんですね。皆さん空き家・空き店舗あるから火事になったり、不良少年がそこにたむろしたりというふうな、いろいろな空き店舗・空き家があるから心配だったから、これをどっちかといえば壊されないかということで苦労して、結局条例もつくったわけです。国からあれして。その条例に基づいて早くなくしたほうが安全なんですよ。

その空き家・空き店舗を再生するのは地域活性事業のあれがあるからよかったものの、そして高齢者サロンを改修、これ高齢者サロンって小田地区だけで、あなたのお話じゃ小田地区だけが高齢者がふえているような言い方を言っておられるけれども、さっきちょっとそういうことを言われたけど、非常に憤慨にたえない。高齢者はもうどこでも同じなんですよ。だから、小田地区でこの高齢者サロン改修工事で280万円も金かけて、高齢者サロンにどの程度お年寄りが集まって、あるいは事業説明で、独居老人の増加が目立って高齢者の活動の場も減少しつつあるから、それを交流の場として高齢者の生きがいつくりが必要になってきている云々と、こう事業内容書いてありますよね。そして、高齢者の活動拠点のモデルケースとして高齢者サロンなどを運営するため、上小田地区の空き店舗を改修すると。よくきれいに文章をまとめてあるなと思うんだけど、この高齢者サロンはどういうふうにして、小田地区でどういうふうにしておられるのか、ちょっと総務企画課長にお尋ねしたい。

#### ○武富 久議長

相原総務企画課長。

#### ○総務企画課長（相原 守）

今、この空き家・空き店舗の再生による地域活性化ということでございますけれども、議員が今おっしゃったように空き家対策ということと、これとはちょっと違うんじゃないかと思っております。空き家対策というのは、あくまで危険家屋とか被害を及ぼすような空き家に対する対応をすると、どういうふうな対応ができるかというものを定めたものでございます。また、今回のうちの事業で行っている分については、今おっしゃったように一見マイナス要素として見られているような空き家、まだ利用可能な空き家等がございます。また空き店舗もございます。そういったのを利用して、今度地域の活性化、そこの地域をどういうふうにして活性化するか、年寄りさんは年寄りさんで家にこもりっ放しでというふうな状況でなくて、町としては出かけてほしいと。家から出て、何がしかのそういったふうなクラブ等

の活動とか老人さんが寄って、例えば、囲碁・将棋でもよかし、近所の方とも触れ合うような場をつくりたいというふうなことで、こういったふうな活動拠点を整備したいということで、またそこに伴う周りの方たちもそこにかかわってくるということで、きのうもこども応援課のほうでも話があったように、周りがそういうふうにしてかかわることで周りを活性化したい、元気になしたいということが主な目的でございます。

ということで、この地域おこし協力隊員とかに頑張ってもらって、そういったふうなきっかけづくりをしたいと。それで、年輩の方、高齢者の方が元気になるということであれば、ひいては国保関係のきのう話もあったんですけども、出かけたりとか刺激を求めたりすることによって、そういったふうな元気老人をつくることにも役に立つんじゃないかと思っております。

以上です。

#### ○武富 久議長

8番古賀君。

#### ○古賀 成議員

私が言ったことは、この小田地区の高齢者サロン280万8千円改修工事して、どの程度小田地区の高齢者が集まってどういうふうな構想を考えておられますかということを探ねたんですが、まあいいです。

私は老人クラブの会長をやっていますが、各地区の老人クラブの会長さん、各老人クラブでは碁とか将棋とか、健康とかいろいろやっていますよ、高齢者サロンに匹敵するぐらい、どこの部落でも一生懸命やっています。ただ、それでも声をかけてもなかなか賛同できなくて、どこの老人クラブの会長も役員さんも苦労しています。それで、この小田地区だけが高齢化が進んでいるわけじゃないし、高齢者サロンを改修してこんな金を使ってどの程度のがあれするのかなということを心配しておるんですけども、それをちょっと聞いている。

ただ、西原副議長がおっしゃるように、一般財源のそれを使ってと、地域活性化事業で国庫のあれでせつかくあれだからということで、意味はわかりますよ。だけど、私はさっきも言いましたが、空き家・空き店舗はもう崩してしまったほうが安全でいいと。こんなのもう改修して再生したところで小田地区がどの程度活性化するのか、私は疑問です。

以上、何か副町長あれば。

## ○武富 久議長

副町長。

## ○副町長（山中秀夫）

私のほうから議員の質問にお答えいたします。

実際、小田地区は子供さんが少なく高齢者が多いというふうなこと、また空き家等も多いというふうなことから、特定地域再生事業補助金という中で、いろんな小田の上小田老人会とか上小田地区振興会ですか、そういうふうなものをつくって、小田地区はどのように活性化をしたほうがいいのかということで話をしております。その中で、単独では非常に難しいというふうなことから、国の補助金が取れないかということでありまして、去年ですけれども、補助金がありますよということでございました。それで、初めは5,000万円ぐらいは使っていていいですよというふうなことでありましたけれども、余りにもよい補助金であるというふうなことから、全国の市町村も手を一斉に挙げられて、最高で500万円の補助金しかつかないということでございましたけれども、江北町は早目に手をつけておった関係で1,200万円の補助をもらったということでございます。

そういうふうな中で、いろんな事業をしていますというふうなことで、空き家・空き店舗再生等による地域活性化事業ということで上げておりましたけれども、やっぱり予算をずっと落としました。それで、全体的には8割程度の国庫補助、要するに交付税まで含めてできるというふうなことでしてございましたけれども、一番初めの計画をしておった高齢者サロン等が最後になりましたけれども、そこに皆さんが来ていただいて活動をしてもらうためには、いろんな家屋のですね、空き家ですから、いろんな手を加えないと過ぎにくいだろうというふうなことも含めまして、今回お願いをしているところでございます。

それで、今ニュース等でも見ていただければわかると思いますけれども、ケーブルワン等でもニュースに出ていましたけれども、35分ぐらい放映をしていただきましたし、きのうも福岡のKBCから地域おこし協力隊の撮影に来ておられました。そしてまた、佐賀農業高等学校とか杵島商業高校とか、西九短大生からもいっぱい応援を受けて、江北町の宣伝を非常にしていただいております。そういうふうなことから、地域の方もこのことに賛同していただいた人もおられますし、一生懸命手伝っておられる人もいます。

そういうふうなことで、どういうふうになるかわかりませんが、一つ一つのことですね、ここは見ていただいて、どのように江北町が変わるかということで地域の皆さんも協力

をしていただいて、江北町は再生になったんだというふうなところまでいきたいということで頑張っているところでございます。地域おこし協力隊も2人おりますけれども、非常に頑張ってくれておりまして、地域の小田地区じゃなくて違うところでも、老人会とかなんとかあるときには出向いて、いろいろ老人のですね、高齢者さんじゃないですけども、老人さんのいろいろな催し等を一緒になってしていますけれども、そういうふうなことで、江北町がいかにもともとから小田地区が肥前山口駅南あたりから比べると非常に手をかけていないということもありまして、どうしても小田地区については再生をしたいという気持ちで取り組んでいる事業でございまして、その辺を見ていただいて、経過を見ていただきたいということでよろしく願いいたします。

今のところそこまでしか言えませんので、結果は小田地区の人がどれだけ頑張ってくれるのか、小田地区の商店街の方がどれだけ頑張ってくれているのか、そこによってどういうふうになるかということは決まってくると思いますので、その辺で議員も私も応援方をよろしく願いをいたしたいと思います。

以上です。

**○武富 久議長**

8番古賀君。

**○古賀 成議員**

長々とありがとうございました。よくわかりました。小田地区のモデル地区として高齢者サロンがどうやって運営されるのか、ひとつしっかりと見届けていきたいとは思いますが、ひとつ行政のほうも頑張っていたきたい。

以上です。終わります。

**○武富 久議長**

9番西原君。

**○西原好文議員**

ちょっと2点について、もう2点だけちょっとお伺いいたします。

ページ数で13ページの土木費の中の工事請負費、これは道路維持管理費の中の工事請負費が113万円、それと交通安全工事が68万3千円計上されておりますけど、この路線名あたりがわかればと、その交通安全工事というのはどういうものなのか、事業の内容をお願いいたします。

それと、先ほど質問しました15ページの上のほうの文化財の総務費の中の工事、文化財の工事というのはどういうふうなものがあるものか、その2点お願いいたします。

**○武富 久議長**

柴田建設課長。

**○建設課長（柴田敏彦）**

ただいまの質問の工事請負費でございますけれども、これについては交通安全ということで、ガードレールと、地元からの要望でカーブミラー等の設置ということでございます。

場所については、ガードレールが西分地区、それとカーブミラーが祖子分地区ということでございます。

以上でよろしいでしょうか。（発言する者あり）113万円ですね。工事請負費でございますけれども、これにつきましては上小田地区の里道が崩れそうになっているということで、ブロック積みの積みかえということで、里道を守るための工事でございます。それと、上小田地区の門前～畑川線ですね、長崎街道ですけれども、あそこの側溝の整備をしたいということで予算を計上しております。

以上です。

**○武富 久議長**

小林教育課長。

**○教育課長（小林 孝）**

郷土資料館の1階に空調機器がございます。この空調機器がもう壊れて修理不能ということでありますので、これは取りかえ工事でございます。

**○武富 久議長**

9番西原君。

**○西原好文議員**

そのガードレールとかカーブミラーというのはわかるんですけど、私もずっと道路の質問をしてきておって、課長にぜひお願いしたかったのは、通学道路あたりの白線はもう大分消えかかっておりますので、そこら辺のあれは今回出てきていなかったのかなという感じがしたものですからちょっと聞いてみたんですけど、白線あたりは何も工事には入っておらんですか、白線の引き直し。

**○武富 久議長**

柴田建設課長。

**○建設課長（柴田敏彦）**

道路の白線についてでございますけれども、今回、道路の白線については、外側線とかについては計上をしておりません。

ただ、今回、道路補修事業等がありますので、それに伴って白線等も整備をしていきたいということで考えております。

**○武富 久議長**

ほかにございませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

**○武富 久議長**

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議をしていただくため、会議規則第36条の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○武富 久議長**

異議なしと認めます。よって、議案第44号は常任委員会に付託することに決しました。

**日程第5 議案第45号**

**○武富 久議長**

日程第5．議案第45号 平成25年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

質疑を求めます。9番西原君。

**○西原好文議員**

8月8日にかんがい排水の運営委員会が開催されております。私も委員になっておりますので、その折に平成25年度の主な事業内容ということでもらって、その事業内容の中に記載されているのが、灌水機管理事業について更新、修理等は予定していないという文章が載っておって、今回、その灌水施設花祭上ため池揚水ポンプの故障というのが上がっておりますので、ことしかんがい排水の施設運営委員会の後にポンプの異常が発生したものなのかですね。そのかんがい排水委員会の中には平成25年度の計画という中にそういったのが入っておりませんでしたので、その委員会後にポンプのふぐあいが発生したものなのか、そこら辺をちょっとお願いしたいと思います。

○武富 久議長

柴田建設課長。

○建設課長（柴田敏彦）

多分委員会の後だったと思います。これが、このポンプが平成6年に設置をされておりました、これが耐用年数が10年ということで、一度平成16年に更新をしております。それで、来年度一応更新をする予定でございましたけれども、今回故障をしたということで、更新を1年早めて修理をしたいと考えております。

以上です。

○武富 久議長

ほかにありませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議をしていただくため、会議規則第36条の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

異議なしと認めます。よって、議案第45号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第6 議案第46号

○武富 久議長

日程第6．議案第46号 平成25年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を求めます。8番古賀君。

○古賀 成議員

国民健康保険運営協議会のメンバーが福祉課長、わかりますか。

○武富 久議長

北島福祉課長。

○福祉課長（北島 博）

メンバーですけれども、学識経験者が4名ですね、それと医療関係の各病院の医師と、あと薬剤師、そして歯科医師ですね、その方たちが4名、そして被保険者代表ということで、

各種団体等からの方たちが4名、計12名の構成となっております。

ただ、個人名については名簿を持ってこないとちょっとわかりませんが、これよろしいでしょうか。

○武富 久議長

8番古賀君。

○古賀 成議員

個人名ぐらいは覚えておっていただきたいと思いますが、これは開催回数をふやすため委員の報酬等を増額するということですね。どうして開催回数をふやさなければならないんでしょうか。

○武富 久議長

北島福祉課長。

○福祉課長（北島 博）

きのうの一般質問の中でも出ていましたように、今回、平成24年度が実質単年度収支が6,100万円の赤字と。基金も残り少なくなったということで税率改正が必要ではないだろうかということで、通常は決算と予算のために審議をしていただいております年2回分だけしか計上しておりませんでしたので、税率改正の審議をしていただくために今回3回分、回数をふやして補正をお願いしております。

以上です。

○武富 久議長

8番古賀君。

○古賀 成議員

開催回数をふやしたからといって、このメンバーで委員報酬を増額したところでしっかりした結論が出るんですかね。その辺はどうでしょうか。

○武富 久議長

田中町長、答弁を求めます。

○町長（田中源一）

メンバーはある程度は覚えておりますけど、100%じゃないものですから言わなかったと思いますけれども、そういう中で、運営委員会を2回ないし3回、もう一回して、大体の案をつくるわけです。最終的に決まるのは議会で決まりますので、議会で了解をしていただく

という形になりますので、国民健康保険運営協議会でその案をつくっていくという形でございます。

○武富 久議長

ほかにございませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議をしていただくため、会議規則第36条の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

異議なしと認めます。よって、議案第46号は常任委員会に付託することに決しました。

#### 日程第7 議案第47号

○武富 久議長

日程第7. 議案第47号 平成25年度江北町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を求めます。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議をしていただくため、会議規則第36条の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

異議なしと認めます。よって、議案第47号は常任委員会に付託することに決しました。

#### 日程第8 議案第48号

○武富 久議長

日程第8. 議案第48号 平成24年度江北町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

質疑を求めます。9番西原君。

○西原好文議員

特別委員会に付託されておりますけど、これだけは町長に1点だけお聞きしたいというか、町長のお考えをお聞きしたいんですけど、先日、議員の研修会が佐賀のほうであって、その後、4町の議会の議員さんたちとの交流会の中で、太良の議長さんも言うておられましたけど、うちの町にもそれが該当するなというふうな感じがしたのは、当初予算を上げるのはいいんですけど、もう補正、補正で金額が大幅に最終的に変わってしまうと。うちの町については、もうごっつい言いよったばってんがこれがなかなか直らんというふうなことで、太良の議長さんも頭を抱えられておりましたけど、うちの町にしたって、当初35億円ぐらいのスタートで、最終的には予算現額で言ったら50億円近い金額になって、調定額で今回の、歳出の時点で41億円でおさまっております。

町長の議案説明の中で、その2億3,000万円程度の黒字でしたというのを言われるので、私は果たしてそれが黒字と見られるのかなと。起債も4億円ほど、町債も4億円ほど金額が上がっておってですね。そこら辺で、当初予算から一番最初の計上される予算をもうちょっと、これだけ補正、補正で金額を変えるぐらいなら当初をちょっと多目に見ておったらどうやろうかと、太良の議長さんも言われていました。私も毎年、もう補正で全部処理されておって、金額がもう最終的にはがばっと上がってしまうというような予算組みなので、そこら辺は町長、改善できないですか、ことしはいろんな臨時の交付金あたりが出てわからんこともないんですけど、これは毎年毎年のことなので、そこら辺は予算組みばする段階で、町長あたりはそこら辺の職員に苦言じゃなかですけど、出せんもんですかね。

#### ○武富 久議長

田中町長。

#### ○町長（田中源一）

本当にできるだけ当初予算に計上をしようということでやっております。

そういう中で、新年度の交付税がどうなっていくのか。そしてまた、残金といいますか、翌年度への繰越金が最終的にどれだけ決まっていくのか、もう1月から2月の段階に当初予算をつくるものですから、最終的な金額というものがまだわからないわけですね。それこそ足らなくなっちゃいけないので、そういうふうにならできるだけ多くのものを当初予算に組もうということではやっております。

よその新聞を見ていただければよくわかると思いますけれども、ことしはうちは一千何百万円の補正ですけども、よそは何億円とかですね。本当にうちはよそに比べれば補正は少

ないほうだと私は思っておりますので、本当にできるだけ補正を組まなくてもいいようにということでは考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

**○武富 久議長**

ほかにございませぬか。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

**○武富 久議長**

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議をしていただくため、会議規則第36条の規定により特別委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○武富 久議長**

異議なしと認めます。よって、議案第48号は特別委員会に付託することに決しました。

**日程第9 議案第49号**

**○武富 久議長**

日程第9. 議案第49号 平成24年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

質疑を求めます。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

**○武富 久議長**

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議をしていただくため、会議規則第36条の規定により特別委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○武富 久議長**

異議なしと認めます。よって、議案第49号は特別委員会に付託することに決しました。

**日程第10 議案第50号**

**○武富 久議長**

日程第10. 議案第50号 平成24年度江北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

質疑を求めます。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

**○武富 久議長**

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議をしていただくため、会議規則第36条の規定により特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○武富 久議長**

異議なしと認めます。よって、議案第50号は特別委員会に付託することに決しました。

**日程第11 議案第51号**

**○武富 久議長**

日程第11. 議案第51号 平成24年度江北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

質疑を求めます。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

**○武富 久議長**

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議をしていただくため、会議規則第36条の規定により特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○武富 久議長**

異議なしと認めます。よって、議案第51号は特別委員会に付託することに決しました。

**日程第12 議案第52号**

**○武富 久議長**

日程第12. 議案第52号 平成24年度江北町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

質疑を求めます。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

**○武富 久議長**

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議をしていただくため、会議規則第36条の規定により特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○武富 久議長**

異議なしと認めます。よって、議案第52号は特別委員会に付託することに決しました。

#### 日程第13 議案第53号

##### ○武富 久議長

日程第13. 議案第53号 平成24年度江北町水道事業特別会計剰余金の処分及び決算の認定についてを議題といたします。

質疑を求めます。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

##### ○武富 久議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議をしていただくため、会議規則第36条の規定により特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

##### ○武富 久議長

異議なしと認めます。よって、議案第53号は特別委員会に付託することに決しました。

#### 日程第14 議案第54号

##### ○武富 久議長

日程第14. 議案第54号 江北町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

質疑を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

##### ○武富 久議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

##### ○武富 久議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

##### ○武富 久議長

起立全員であります。よって、議案第54号 江北町教育委員会委員の任命については同意することに決しました。

#### 日程第15 請願第4号

○武富 久議長

日程第15. 請願第4号 消費税増税中止を求める意見書を採択するよう求める請願についてを議題といたします。

お諮りいたします。請願第4号については、会議規則第86条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

異議なしと認めます。請願第4号については委員会付託を省略することに決しました。

質疑を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○武富 久議長

起立少数であります。よって、請願第4号 消費税増税中止を求める意見書を採択するよう求める請願は不採択と決しました。

しばらく休憩いたします。再開10時30分。

午前10時14分 休憩

午前10時30分 再開

○武富 久議長

再開いたします。

休憩中に各常任委員会及び決算特別委員会に付託する分の案が決まりましたので、局長より報告させます。武富局長。

○議会事務局長(武富利夫)

それでは、報告いたします。

平成25年9月定例議会委員会付託議件（案）

○総務常任委員会付託分

議案第41号 議案第42号

議案第44号 歳入全部と歳出のうち 款2 総務費 款3 民生費  
款4 衛生費のうち項1 保健衛生費  
款10 教育費

議案第46号

○産業常任委員会付託分

議案第43号

議案題44号 歳出のうち 款4 衛生費のうち項2 清掃費  
款8 土木費

議案第45号 議案第47号

○決算特別委員会付託分

議案第48号 議案第49号 議案第50号 議案第51号

議案題52号 議案第53号

以上、報告いたします。

○武富 久議長

以上のとおり付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

異議なしと認めます。よって、以上のとおり付託することに決しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。御起立願います。どうもお疲れさまでした。

午前10時31分 散会